

【公開版】

コメント管理表（濃縮個別グループ③ 濃縮共通）

これまでのヒアリングでの指摘事項及び指摘への対応方針について、補足説明資料ごとにコメント管理表にまとめ、対応に漏れがないことを管理する。今回提出するコメント管理表は以下のとおり。

番号	コメント管理表名	今回の提出対象
濃縮個別30	加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別31	核燃料物質の臨界防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別32	放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別33	加工施設の耐震性に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別34	強度に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別35	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別35-1	竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別35-2	竜巻事象に関するその他の考慮に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別36	加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別37	加工施設の火災防護に係る補足説明資料に係るコメント管理表	○
濃縮個別38	加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別39	放射線管理施設に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別40	安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別41	加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別42	加工施設の内部飛散物による損傷防護に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別43	通信連絡設備に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別44	警報設備等に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別45	核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別46	放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別47	設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表に係るコメント管理表	
濃縮個別48	技術基準規則各条文と関連書類との整理に係るコメント管理表	
濃縮個別49	基本設計方針に係る補足説明資料に係るコメント管理表	○
濃縮個別50	工事の方法に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別51	準拠規格及び基準に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別52	仕様表に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別53	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別54	廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料に係るコメント管理表	

濃縮個別37 加工施設の火災防護に係る補足説明資料に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年9月27日	〈資料2 審査会合資料〉 ・ハロン消火剤が放出されたあとに二酸化炭素が放出するといっているが、ハロン消火剤は放出されない等の場合、二酸化炭素の操作箱の開錠がされない場合があるのではないか。その時の不都合は生じないか。詳細を今後説明すること。	・操作箱等の操作の流れ、運用による解錠等の方法を含めて、詳細を説明する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・第3回申請で記載のあった火災報知機の配置、中央制御室での感知等についての説明が不足しているため追加すること。	・第3回申請で記載のあった火災報知機の配置、中央制御室での感知等について追加する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・火災防護板、コールドトラップの評価等について、第4回申請で記載していたため省略するとしているが、省略せずに記載すること。	・火災防護板、コールドトラップの評価等について、省略せずに記載する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・内部火災影響評価について、評価結果だけでなく、評価のプロセスに係る説明を追加すること。許可で記載済みであるものも含めて説明すること。	・内部火災影響評価について、評価のプロセス、許可の記載根拠等について追加する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・内部火災影響評価の根拠のうち電気・計装盤の発熱量がNFPAハンドブックに基づいていることが明確でないため、修正すること。	・根拠がNFPAハンドブックに基づいていることを明確にする。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
6	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・別紙1の消火剤の算出式で、同じ式を羅列しているが、それよりも防護空間等の設定根拠を説明すべきであるため、修正すること。また、消火剤の（注4）について削除すること。	・別紙1の消火剤の算出について、同じ式を羅列する記載を見直し、防護空間等の設定根拠等を追加する。また、（注4）を削除する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
7	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・安重のない加工施設の火災影響評価について、ガイドとの関係、発電炉との違い等について説明を追加すること。	・安重のない加工施設の火災影響評価について、ガイドとの関係、発電炉との違い等について説明を追加する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
8	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・第3回申請で示した火災感知の今後の増設予定を今回変更しているが、その内容を明確にすること。	・第3回申請で示した予定からの変更点を明確にする。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
9	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・技術基準適合のリストについて、火災区画構造物の適合を※としているが、該当する規則がなく許可に基づくものであれば、その旨を明確に記載すること。	・技術基準適合のリストの火災区画構造物の適合の説明について、許可に基づくものであることを明確にする。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
10	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・二酸化炭素消火を実施する前の人の退避等の流れを追加すること。	・遠隔消火設備の操作フロー等（ハロン、二酸化炭素消火の流れ）の説明を追加する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
11	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・内部火災影響評価の火災評価対象設備の設定について、許可でも若干示しているが、施設の特性を踏まえて設定したという考え方を追加すること。	・施設の特性を踏まえた火災評価対象設備の設定の考え方について追加する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
12	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P30のゴムの発熱量について、数値を丸めているのであれば正確に記載すること。	・ゴムの発熱量について、丸めた数値を使用しているので修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
13	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P50の算出方法について、防護空間からの消火剤量の算出の計算過程を示すこと。	・防護空間の計算過程を追加する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
14	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P54の火災区域特性表の火災源の説明について、それ自身が発火する事象と別の要因で着火した場合に発火する事象を並列で記載しているが、わかりにくいいため修正すること。	・火災シナリオの説明について、火災源となるもの、着火後に燃焼を想定するものがわかるように適切に修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
15	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P54の火災区域特性表の様式について、ガイドにある火災伝播に対する内容は濃縮も関連すると考えるので追加すること。	・火災の伝播経路の説明を追加する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
16	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・感知器の多様性について、煙、熱、炎があるうち、煙と炎を選定した理由を明確にすること。	・早期感知の優位性から煙、炎感知器を選定していることを明確にする。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
17	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P17の凡例枠について、熱感知器、煙感知器が同じ記号で両方設置されているように見えるので修正すること。	・煙感知器のみを設置する箇所と煙、熱感知器の両方を設置する箇所がわかるように修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
18	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・分割申請であることを考慮し、添付説明資料においては、基本となる設計方針は毎回変えずに、個別設計の内容を毎回申請に応じた記載とすること。修正においては再処理、MOXを参考にすること。	・火災の発生防止等の各説明について、基本となる設計方針を記載する「基本事項」と分割申請に応じて詳細を記載する「設計内容」に項目を分割する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
19	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・ハロン消火剤より先に二酸化炭素消火剤を放出しないことについて、回路を明確にするとともに、本文を修正すること。	・ハロン消火剤と二酸化炭素消火剤の作動回路、操作箱の解錠のシステムを明確にする。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
20	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P51のコールドトラップ（冷凍機）は最大体積を用いて、ある程度規格化された大きさで算出しているのであればその旨を明確にすること。	・防護空間の算出において、最も大きいサイズの冷凍機を基準に算出していることを明確化する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
21	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P3の2.2について、「既認可から変更が生じるもの」としているが、最後は「材料に変更はない」としており、前後の説明が合わないので修正すること。	・「材料に変更はない」ではなく「既認可から変更はない」旨の記載に修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
22	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・火災防護板について、第5回分として申請するものを添付1に追加し明確にすること。	・添付1のリストに火災防護板を追加する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
23	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P24の10分程度で火災が収束することの許可との関係、根拠を示すこと。	・10分程度で火災が収束する理由、許可との関係を追加する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
24	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P25の火災防護板の説明について、目的（UF6内包の配管を防護）を明確にするとともに、「盤内冷却機能」の具体を明確にすること。	・火災防護板について、UF6を内包する配管を防護する目的であることを記載するとともに、盤の上部ファンによる排熱を阻害しないように隔離距離を設けることを明確化する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
25	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P27の耐火壁の補足説明に耐火シールが抜けているので追加すること。	・耐火シールを追記する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
26	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P31の式について、等価時間と火災荷重の順番を入れ替えること。	・等価時間と火災荷重の順番を入れ替える。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
27	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P37の図の煙感知器、炎感知器の色を修正すること。	・誤記であるため修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
28	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P47の遠隔消火設備の流れについて、退避警報を操作箱の開放後に実施することの理由を追加すること。	・遠隔消火設備の流れについて、退避警報と入室者がいないことの確認の関係を整理し修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
29	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P47、48について、入室者がいないことの確認をハロン消火と並行して実施していることの一連の流れを追加すること。	・遠隔消火設備の流れについて、ハロン消火と入室者がいないことの確認を並行して行うことを明確化する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
30	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・操作箱の扉開錠、入室者がいないことの確認、扉解放の流れだが、実際にもこの流れなのか。解錠と開放はほぼ同時にできるはずなので明確化すること。	・遠隔消火設備の流れについて、解錠と開放はほぼ同時であるため、入室者がいないことの確認の位置付けを整理し修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
31	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P16の火災感知及び消火の方針の記載について、P36等で示した基本的な全体方針（自動火災報知設備で検知して中央制御室に警報を発する等）を追記すること。	・P16の感知及び消火の方針の冒頭に基本的な全体方針を追記する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
32	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・炎感知器と温度センサが相互に悪影響を及ぼさないことの説明を追加すること。また、温度センサをカバー内に設置することを明確化すること。	・P17、P42に温度センサが炎感知器の火災の感知に影響を与えないこと等を追加する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
33	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P3について、「閉じ込め機能の喪失に係る」としているが、「閉じ込め機能の喪失の防止に係る」ではないか。	・P3の「閉じ込め機能の喪失に係る」を「閉じ込め機能の喪失の防止に係る」に修正する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
34	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P36の感知器の組み合わせ、早期感知を優先する等の考え方を申請書に反映すること。	・P36で示した方針を申請書（P16）に反映する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
35	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・審査会合での指摘を踏まえ、ハロン消火剤が放出しない限り、二酸化炭素消火剤が使用できないと誤解されないように、P48で示した方針を申請書に反映すること。	・P48で示した方針を申請書（P17）に反映する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
36	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・火災防護板を設置する全体の方針は追加されているが、第5回の申請で対象となる火災防護板がないことも明確にすること。	・第5回の申請で対象となる火災防護板がないことを申請書（P23）に追記する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
37	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・防火戸と防火扉の記載が混在しているため、統一すること。	・他箇所も含め防護扉に用語を統一する（P27、P33）。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
38	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P36の第3回までの申請範囲の記載が分かり難いため修文すること。	・P37に申請回次を示した表を追加し申請範囲を明確化する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
39	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P51の必要消火剤量の計算式について、消防法に基づくものであることを明確化すること。	・P51の計算式に注釈を追加し消防法に基づくものであることを明確化する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
40	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・内部火災影響評価の特性表の火災区域間の伝播について、ケーブルトレイ等の貫通部をどのように評価しているのかを整理して示すこと。	・P33に火災区域の貫通部は建築基準法に基づく防火区画貫通部として処置されていることを示すとともに、火災区域特性表（P57他）に貫通部の記載を追加する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—

濃縮個別49 基本設計方針に係る補足説明資料に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別49 基本設計方針〉 ・第4回申請時の補足説明資料で添付していた資料を、添付すること。その際に、前回（第4回申請）からの変更点がわかるように記載を工夫すること。	・第4回申請と同様に基本設計方針の整理表を添付する。また、変更点を明記する。	2021.10.14	濃縮個別49 ・基本設計方針に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別49 基本設計方針〉 ・通信連絡設備の基本設計方針に、重大事故等の対処に用いるとの記載があるが、加工施設に重大事故があるように見える。適切な記載に修正すること。	・重大事故ではなく、設計基準を超える範囲で用いる資機材であることがわかる記載とする。	2021.11.4	濃縮個別49 ・基本設計方針に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別49 基本設計方針〉 ・第4回申請時の補足説明資料から修正した内容が不明確である。説明を追加すること。	・P4にて、不法侵入に係る基本設計方針を全社における記載統一の観点から記載の適正化をしていることについて追記する。	2021.11.17	濃縮個別49 ・基本設計方針に係る補足説明資料 R3	—